

九州運輸局発注者綱紀保持委員会

第 1 回 定 例 会 議 審 議 概 要

開催日及び場所	平成 2 0 年 5 月 3 0 日 (金) 九州運輸局中会議室 (福岡合同庁舎新館 1 0 階)		
委 員	委 員 長	大黒 伊勢夫 (九州運輸局長)	
	副 委 員 長	細川 泰廣 (九州運輸局次長)	
	委 員	井上 圭二 (久留米大学 文学部教授)	
	委 員	内田 和良 ((財) 関門海技協会 評議員)	
	委 員	後藤 勝喜 (九州国際大学 法学部長)	
	委 員	河村 政香 (総務部長)	
	委 員	山村 澄雄 (自動車技術安全部長)	(敬称略)

定例会議議事概要

委 員	九 州 運 輸 局
1. 委員会設置の趣旨について	
○ 特になし	
2. 九州運輸局発注者綱紀保持規程 (案) について 3. 九州運輸局発注者綱紀保持マニュアル (案) について	
<p>◎ 規程第 12 条 (不当な働きかけに対する対応) について</p> <p>○ 規程第 12 条第 7 項では、「不当な働きかけ」の件名、内容及び対応状況を、随時又は定期的に公表するとなっているが公表基準は作っているのか？ 公表の内容、対応状況の中に何が含まれるかという点は微妙なところがある。場合によっては争いごとになることも考えられる。</p> <p>○ 規程及びマニュアルは、何故、地方の運輸局ごとに作成しているのか。規程そのものは全国一律に成らざるを得ないと思うが。</p>	<p>○ 現在は、基準は作成していませんが、別途、具体的な公表基準を作成します。</p> <p>○ 規程及びマニュアルは、本省より送付のあった地方運輸局ベースの標準規程を、九州運輸局版に修正したものとなっています。また、規程は、局長を委員長として各運輸局毎に設置する「発注者綱紀保持委員会」で定めることとなっています。</p>

<p>○ 「不当な働きかけ」の概念を整理してほしい。また、文章だけでなく、図で整理した資料を出した方がよい。一番大事なところであると思うので是非お願いしたい。</p>	<p>○ 別途、資料を準備したいと思います。</p>
<p>◎ 規程第 8 条（報告を行なう職員の責務）について</p> <p>○ 職員は、この規程に抵触すると思われる事実を確認したときは報告するようになっている。マニュアルによると、この報告は「客観的な事実」に基づき行なうものとされ、「客観的な事実」とは、報告を行なうものが自分の目で見て確認した場合には、証拠とする資料等がなくても「客観的な事実」に該当するとなっている。報告する者がただ目で見ただけで（この規程に抵触するとして）報告させていいのか気になる。</p>	<p>○ この規程に抵触するかどうかの最終的な判断は、報告を受けた後、その中身を精査し、調査して判断することになります。まずは、報告をしてください。ということになるかと思います。</p>
<p>4. 発注者綱紀保持研修等の実施方針について 5. 発注者綱紀保持対策の競争参加者への周知方針（案）について</p>	
<p>○ 特になし。</p>	

九州運輸局発注者綱紀保持委員会 外部委員名簿

	氏 名	役 職
外部委員	後 藤 勝 喜	九州国際大学 法学部長
外部委員	井 上 圭 二	久留米大学 文学部教授
外部委員	内 田 和 良	(財)関門海技協会 評議員